

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

岩手厚生年金 事案 486（事案 48 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和 25 年 8 月 1 日に訂正し、同年 7 月の標準報酬月額を 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 9 月 1 日から同年 11 月 26 日まで
② 昭和 25 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 26 年 10 月 12 日から同年 11 月 1 日まで
④ 昭和 28 年 1 月 31 日から同年 2 月 12 日まで
⑤ 昭和 28 年 2 月 12 日から同年 7 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はA社又はB社に、申立期間③及び④はC社に、申立期間⑤はD社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険庁の記録では、申立人のA社における資格喪失日は昭和 25 年 7 月 1 日、B社における資格取得日は同年 8 月 1 日とされている。

しかし、申立人と同様に両事業所に勤務した同僚の供述から申立人が申立期間に継続して勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、両事業所は事業主が同一人であり、B社に勤務していた同僚は事業主の命によりA社に仕事の手伝いに行ったことがあると供述していることから、両事業所は関連の事業所であると推測される。

さらに、申立人と同様にA社に入社し、その後申立人と同日にB社において厚

厚生年金保険の資格を取得した同僚は、被保険者期間に欠落が無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間②においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和25年6月の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、A社に係る申立期間①については、昭和28年1月9日付けで申立人が記述した履歴書の記載内容から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推認されるが、事業主は既に亡くなっており、申立人の厚生年金保険の適用について確認できる関連資料を得ることができなかった。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所は昭和22年11月26日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

C社に係る申立期間③及び④については、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について同社に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立期間③については、申立人が昭和28年1月9日付けで記述した履歴書において、当該事業所への入社が「昭和26年11月入社」と記載されているほか、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格取得日は昭和26年11月1日と記録されており、申立期間において申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

さらに、申立期間④については、当該事業所で被保険者であった同僚に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和28年1月31日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

D社に係る申立期間⑤については、申立内容を裏付ける資料が無いと同社が回答していること、申立人の保険料控除に係る記憶が曖昧^{あいまい}であること、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立期間に健康保険の整理番号に欠番が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年5月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は保険料控除をうかがわせる資料として新たに申立人が写したとする同僚の写真及び昭和26年当時在籍していた社員の氏名及び生年月日が記載された資料を提出し、すべての者が入社と同時に厚生年金保険に加入していると主張している。

そこで、申立人が提出した写真に写っている同僚に照会したが、申立期間と一緒に勤務したとするものの、申立人の厚生年金保険適用を裏付ける供述は得られなかった。また、当該事業所において昭和26年から28年までの期間に厚生年金保険の資格を取得している者について調査したところ、複数の者について、その入社月と資格取得月が異なっていることが確認できることから、当時、すべての従業員が入社と同時に厚生年金保険に加入しているとまでは言えない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 14 日から 41 年 1 月 1 日まで
② 昭和 42 年 6 月 11 日から 43 年 2 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 37 年 10 月 14 日から 42 年 6 月 11 日まで途中退社すること無く、一貫して勤務していたが申立期間①において、厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、C社にも 42 年 6 月から勤務していたが申立期間②において、厚生年金保険の被保険者記録が無い。間違いなく勤務していたので私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についてB社に照会したところ、申立人に係る資料は保存しておらず、申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間、申立事業所に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 39 年 8 月 14 日に資格喪失し、41 年 1 月 1 日に再度資格取得しており、申立期間において健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

C社に係る申立期間②については、同社から提出のあった昭和 42 年 11 月 19 日作成の「従業員表彰記録感謝状名簿」に申立人の氏名の記載があることから、申立人が同年 11 月ごろ同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間に、当該事業所に勤務していた複数の同僚からは5か月間から1年5か月間の見習期間があったとの供述があり、当該事業所の「従業員表彰記録感謝状名簿」に記載のある従業員のうち、複数の者に昭和 42 年 11 月 19 日

名簿作成時の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について当該事業所に照会したところ、提出した書類のほかに申立期間当時の資料は無く、申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 12 月 25 日から 20 年 9 月 11 日まで
社会保険事務所によると申立期間は、脱退手当金を支給済みとされているが、脱退手当金の手続をしたことも支給を受けたことも無いので、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所において、申立人と同日の昭和 20 年 9 月 11 日に被保険者資格を喪失し脱退手当金の受給要件を満たしている男性 9 名を調査したところ、7 名に支給記録が確認でき、そのうち 6 名が申立人と同じ昭和 22 年 4 月 8 日に支給決定されている上、事業所による代理請求をうかがわせる供述をしている者も複数いるほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、支給日や支給金額などの具体的な記載が確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。